

地方独立行政法人秋田県立療育機構中期目標

秋田県小児療育センター（以下「療育センター」という。）は、主に心身に障害のある乳幼児に対して、また、秋田県太平療育園（以下「太平療育園」という。）は、主に就学期の肢体不自由児に対して、秋田県の中核的療育機関として高度で専門的療育を提供し、障害の治癒・軽減を図り、子どもの健全な発達を助長しその役割を果たしてきた。

一方、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者支援の新しい枠組みである障害者自立支援法の施行や、自立と共生という理念を踏まえた障害者支援の検討など、障害児・者を取り巻く環境は大きく変化している。

特に子どもの時期から適切な支援を行うことが将来の自立と自己実現につながっていくことから、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した発達支援が必要である。併せて、身近な地域で安心して子育てできるよう、家族を含めた総合的な支援の提供が求められている。

こうしたニーズに応えていくためには、支援の中核となる療育拠点の機能を充実強化することから、療育センターと太平療育園に分散している療育機能を再編統合するとともに、円滑な運営を図るためには組織を一元化し、社会情勢の変化に迅速にかつ弾力的に対応できる運営体制に改める必要があり、新たに地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）を設立することとした。

このことにより、療育機構は、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自立性・機動性・透明性の高い運営に努め、秋田県の中核的、かつ、指導的な立場として、県内の療育水準の向上と、秋田県障害者計画の基本理念である「障害のある人が元気に活躍できる社会の実現」を共通の目標とし、もって、障害のある子どもが、最も必要な時期に適切な療育が受けられ、更には生涯を通じてライフステージに応じた支援に寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供すること。

(2) 療育従事者の確保・育成

療育機能を維持するため、療育従事者の確保に努めるとともに、研修等の充実により優秀な療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に加え、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される療育の提供

医療安全対策等を徹底することにより、より安心して信頼される療育を提供すること。

2 療育に関する調査及び研究

専門的な調査・研究及び研修の実施による専門知識の習得と技術の向上に取り組んでいくとともに、療育関係者の人材育成と療育水準の向上を図ること。

3 療育に関する地域への貢献

地域の関係機関との連携強化により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報提供の発信に努めること。

4 ライフステージに応じた総合相談

障害のある乳幼児から成人まで、ライフステージの各種相談に応じ、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。

5 発達障害児・者への支援

発達に関する専門的な助言指導や研修等を行い、発達支援の拠点機能の充実に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

療育機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

1 効率的な運営体制の構築

療育の安定的な提供、収益性の向上が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自立性を高めるため、施設経営に携わる事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、創意工夫しながら、収入の確保、費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

さらなる経営改革を進めることにより、運営費交付金の抑制に資すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、適切に実施すること。

2 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。

また、第1期中期目標期間において、人事評価システム、業績や勤務成績を反映した給与制度の導入について検討すること。

3 職員の就労環境の整備

職員にとって良好な就労環境の整備に努めること。